



平成 30 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 東洋機械金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 十亀 和則
(コード番号 6210 東証)
問合せ先 取締役管理本部長 砂元 一水
(T E L 078-942-2345)

当社第 144 回定時株主総会の議案に関する補足説明について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 6 月 22 日に開催を予定しております当社第 144 回定時株主総会で上程を予定しております議案に関連し、本日までに当社株主（議決権行使助言会社を含む。）の皆様から寄せられた主なご意見に関し、以下の通り補足説明を申し上げます。内容をご確認いただき、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ・第 4 号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額及び内容の決定の件

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」と言います）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的と致しております。

本制度において対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるために付与する金銭報酬債権は、原則として、中期経営計画の対象期間である 3 事業年度の初年度に、3 事業年度分を一括支給することを想定しております。これは、中期経営計画における株主資本利益率（ROE）による業績条件を設定するためです。これにより対象取締役が、企業価値の向上により一層強い意欲を持って経営にあたることを企図しております。

上限株式数は年 150,000 株としておりますが、これは金銭報酬債権 3 事業年度分を一括支給することに対応したものです。1 年に換算すると 50,000 株、10 年では 500,000 株であり、この場合の希薄化率は 2.5% 以下であり、株主の皆様にご与える影響は軽微であると認識しております。

このように本件は株主の皆様のご利益向上につながる企業価値向上を目的とした内容であることを何卒ご理解いただき、当社議案の賛否をご検討頂く上で、御参考として頂きますようお願い致します。

以上